

【清水港】

◇ 港湾運送料金

1 港湾荷役料金

平成9年3月24日認可

平成9年4月1日実施

A 港湾一貫荷役料金

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合、または異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等、船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1トンにつき 単位 円)

品 目					金 額	
					接岸本船⇄ 上屋・野積場内	接岸本船⇄ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		1,052	939	
		空		893	797	
	パレタイズ貨物 バンバック バッグコンテナ プレスリング			2,053	1,882	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1,587	1,455	
	完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)			2,222	2,022	
	包 装 品	袋 物			2,787	2,543
ペール物			2,728	2,487		
カートン ケース クレート		雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		3,046	2,807	
		機械類(1個当たり5トン以上のもの)		2,222	2,022	
		青果類		2,285	2,073	
		冷凍品・冷蔵品		—	4,391	
有 姿 貨 物	タイヤ			2,091	1,933	
	巻取紙(内地産)			1,681	1,503	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米國材 南国材	1,507	1,354
				北洋材	2,077	1,924
					製 材	1,647
	非鉄金属類(半製品・鋳鉄・地金)			2,468	2,219	

品 目			金 額	
			接岸本船⇄ 上屋・野積場内	接岸本船⇄ 上屋・野積場前
有 姿 貨 物	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)	2,378	2,173
		鋼管(口径12インチ以上のもの)	2,022	1,847
		コイル		
	石 材		2,422	2,249
散 貨 物	小麦			
	肥料原料 鉍礦石(粉)		1,693	1,511
	鉍礦石(塊) 特殊鉍礦石		2,271	2,066
	砂 糖		2,193	2,033

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船内⇄上屋・野積場内」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

②「接岸本船内⇄上屋・野積場前」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前、又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前、又は貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合はその料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受けにおいて、同一貨物の量が

①1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を当該貨物全量について、当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きします。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を当該引受けに係る請求額から割り引きます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受けがあること
- ③ 1回あたりの荷役量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

1口の作業構成員数 による区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼夜区分					
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	47,980	74,710	101,500	128,270	151,080
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	74,640	116,210	157,890	199,540	235,010

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待ち、本船積込貨物の到着待ち、または天候、あるいは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

1口の作業構成員数 による区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼夜区分					
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	380,640	592,700	805,240	1,017,610	1,198,570
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	380,640	592,700	805,240	1,017,610	1,198,570

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消しの場合

- ① 昼間荷役の手配申受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止または少量作業、あるいは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

7 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9 その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰めまたはコンテナ出し上屋入れ作業」、「看置作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取決めまたは慣習によります。

B 船内荷役料金

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1トンにつき 単位 円)

品 目				金 額	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		514	
		空		437	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,259	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			974	
	完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)			1,285	
	包 装 品	袋 物			1,649
ペール物			1,600		
カートン ケース クレート		雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		1,950	
		機械類(1個当たり5トン以上のもの)		1,285	
		青果類		1,289	
		冷凍品・冷蔵品		3,246	
有 姿 貨 物	タイヤ			1,369	
	巻取紙(内地産)			833	
	木 材	水落しのもの	原 木		561
		岸壁揚のもの	原 木	米国材	781
				南国材	1,381
					製 材
	非鉄金属類(半製品・鋳鉄・地金)			1,286	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,422	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)		1,209	
		コイル			
石 材			1,640		
散 貨 物	小麦 肥料原料 鉍礬石(粉)			828	
	鉍礬石(塊) 特殊鉍礬石			1,313	
	砂 糖			1,468	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内または岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

②積荷の場合は、はしけ内または岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合はその料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受けにおいて、同一貨物の量が

①1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を当該貨物全量について、当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を当該引受けに係る請求額から割り引きます。

①3ヶ月以上の長期契約があること

②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受けがあること

③1回あたりの荷役量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

1口の作業構成員数 による区分					
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼夜区分					
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	29,860	45,760	61,680	77,590	89,540
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	46,450	71,180	95,950	120,700	139,280

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待ち、本船積込貨物の到着待ち、または天候、あるいは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じ

た場合であって、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

1口の作業構成員数 による区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	236,890	363,030	489,330	615,550	710,350
半夜 (16時30分から21時30分まで)	236,890	363,030	489,330	615,550	710,350

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消しの場合

①昼間荷役の手配申受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

②半夜荷役の手配申受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止または少量作業、あるいは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

7 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9 その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰めまたはコンテナ出し上屋入れ作業」、「荷買作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取決めまたは慣習によります。

C 沿岸荷役料金

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内または上屋・野積場前 (1トンにつき 単位 円)

品 目					金 額	
					接岸本船船側・ はしけ内	接岸本船船側・ はしけ内
					⇄上屋・野積場内	⇄上屋・野積場前
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		593	474	
		空		503	402	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			902	722	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			697	558	
	完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)			1,054	843	
	包 装 品	袋 物			1,285	1,028
ベール物			1,272	1,018		
カートン ケース クレート		雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		1,256	1,005	
		機械類(1個当たり5トン以上のもの)		1,054	843	
		青果類		1,116	893	
		冷凍品・冷蔵品		—	1,376	
有 資 貨 物	タイヤ			832	666	
	巻取紙(内地産)			936	749	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材	805	644
				南国材	805	644
				北洋材	805	644
			製 材	839	671	
	非鉄金属類(半製品・鋳鉄・地金)			1,312	1,050	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,081	865	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)		919	735	
		コイル				
石 材			909	727		
散 貨 物	小麦 肥料原料 鉍礫石(粉)			954	763	
	鉍礫石(塊) 特殊鉍礫石			1,077	862	
	砂 糖			840	672	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内」の場合

(イ)『接岸本船船側⇄上屋・野積場内』の場合

(揚荷)本船船側にある貨物を上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ)『はしけ内⇄上屋・野積場内』の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚げし、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

②「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場前」の場合

(イ)『接岸本船船側⇄上屋・野積場前』の場合

(揚荷)本船船側にある貨物を上屋・野積場前、または貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前、または貨車・トラック等の車側にある貨物を本船船側へ移送する作業。

(ロ)『はしけ内⇄上屋・野積場前』の場合

(揚荷)はしけ内の貨物を陸揚げし、上屋・野積場前、または貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前、または貨車・トラック等の車側にある貨物をはしけ内へ移送し、積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合はその料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受けにおいて、同一貨物の量が

①1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

②3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を当該貨物全量について、当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を当該引受けに係る請求額から割り引きます。

①3ヶ月以上の長期契約があること

②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受けがあること

③1回あたりの荷役量が3,000トンを超えること

4 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

1口の作業構成員数 による区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼夜区分						
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	18,120	28,950	39,820	50,680	61,540	72,410
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	28,190	45,030	61,940	78,840	95,730	112,640

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待ち、本船積込貨物の到着待ち、または天候、あるいは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位 円)

1口の作業構成員数 による区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼夜区分						
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	143,750	229,670	315,910	402,060	488,220	574,450
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	143,750	229,670	315,910	402,060	488,220	574,450

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消しの場合

① 昼間荷役の手配申受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止または少量作業、あるいは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6 上屋出しコンテナ詰めまたはコンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(1) 上屋内(コンテナフレートステーションを含む)の貨物をその上屋内または戸前で、コンテナに詰めるまでの作業。

(2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位 円)

袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,075
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,959
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,850

7 看賞作業料金

本料金は、貨物の看賞作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9 はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶、またははしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当たりの収容トン数)の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位 円)

貨物分類 \ 区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)	12	8
繊維原料類	51	39
青 果	51	39
窯製品	61	51
その他の貨物	90	73

注1 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

注2 コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。

注3 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増。また、くん蒸を要する貨物については本料金の2割増とします。

11 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

12 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14 その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取決めまたは慣習によります。

D 小型船荷役料金

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

I 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)は、

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の「本船内⇄上屋・野積場内または戸前までの荷役」

(2) 総トン数500トン未満の小型船の「本船内⇄上屋・野積場内または戸前までの荷役」

に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で、船内荷役のみまたは沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)、または港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の「小型船内⇄上屋・野積場内または上屋・野積場前」

(1トンにつき 単位 円)

品 目					金 額	
					本船内 ⇄上屋・野積場内	本船内 ⇄上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入			771	713
		空			655	606
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング				1,882	1,745
	ノックダウン自動車				1,455	1,349
	完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)					
	完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)				2,022	1,861
包 装 品	袋 物				2,543	2,347
	ベール物				2,487	2,293
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)			2,807	2,616
		機械類(1個当たり5トン以上のもの)			2,022	1,861
		青果類			2,073	1,903
		冷凍品・冷蔵品			—	4,130
有 姿 貨 物	タイヤ				1,933	1,807
	巻取紙(内地産)				1,236	1,148
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材	1,354	1,231
				南国材		
			製 材	北洋材	1,924	1,801
					1,488	1,360
	非鉄金属類(半製品・鋳鉄・地金)				2,219	2,020
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)			1,865	1,762
		鋼管(口径12インチ以上のもの)			1,586	1,498
		コイル				
石 材				2,249	2,111	

搬 貨 物	小麦		
	肥料原料	1,511	1,366
	鉱石(粉)		
	鉱石(塊)	2,066	1,903
	特殊鉱石		
	砂 糖	2,033	1,906

(2) 総トン数500トン未満の「小型船内⇔上屋・野積場内または上屋・野積場前」

(1トンにつき 単位 円)

品 目					金 額	
					本船内 ⇔上屋・野積場内	本船内 ⇔上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入			771	616
		空			654	523
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,173	939	
	ノックダウン自動車			906	725	
	完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)					
	完成車(重量5トン以上または容積20トン以上のもの)			1,370	1,096	
包 装 品	袋 物			1,671	1,336	
	ペール物			1,654	1,323	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		1,633	1,307	
		機械類(1個当たり5トン以上のもの)		1,370	1,096	
		青果類		1,451	1,161	
		冷凍品・冷蔵品		—	1,789	
有 姿 貨 物	タイヤ			1,082	866	
	巻取紙(内地産)			1,217	974	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材	1,047	837
				南国材		
				北洋材	1,047	837
			製 材	1,091	872	
	非鉄金属類(半製品・鋳鉄・地金)			1,706	1,365	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,405	1,125	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)		1,195	956	
		コイル				
石 材			1,182	945		
搬 貨 物	小麦					
	肥料原料 鉍礦石(粉)			1,240	992	
	鉍礦石(塊) 特殊鉍礦石			1,400	1,121	
	砂 糖			1,092	874	

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内⇄上屋・野積場内」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内⇄上屋・野積場前」の場合

(揚荷)本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前または貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前または貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合はその料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受けにおいて、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引きます。

4 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の「小型船内⇄上屋・野積場内または上屋・野積場前」

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の「小型船内⇄上屋・野積場内または上屋・野積場前」

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

5 消費税及び地方消費税の加算

(1) 料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7 その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰、またはコンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」、及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役・荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取決め又は慣習によります。